

# 内部通報制度規程

## (目的)

第1条 本規程は、組織的又は個人による不正・違法・反倫理的行為（以下「違法行為」という。）について、その事実を当社として迅速に認識し、違法行為等による会社の危機を極小化するべく設置された内部通報制度に関する事項を定める。

## (主管部門及び責任者)

第2条 本規程の主管部門は人事総務部とし、責任者は人事総務部マネージャーとする。

## (通報対象者)

第3条 内部通報制度は、当社の全従業者（正社員、契約社員、アルバイトなど及び取締役、監査役、執行役員、派遣社員、業務委託者も含まれる。以下同じ。）および退職者が利用できるものとする。

## (通報先・方法等)

第4条 通報先は、ヘルプライン（相談窓口）とする。

2. 通報は、電子メールとする。
3. 匿名でも通報できることがあるが、当社は通報者に対して第11条に定める報告ができない場合がある。

## (通報の努力義務)

第5条 従業者は、次に掲げる違法行為の事実を知ったときは、速やかにヘルプライン（相談窓口）に通報するよう努めるものとする。

- (1) 自ら又は他の従業者の法令、社内規程、規範に違反する行為
- (2) その他特に重大な企業倫理違反と認められる行為

## (通報の誠実性)

第6条 通報は、違法行為等に関して客観的で合理的根拠に基づいた誠意あるものに限られるものとし、個人的利益を図る目的、私怨又は誹謗・中傷を目的として行ってはならない。

2. 通報する際には、客観的な合理的根拠とそれに基づく推測とを区別して述べ、噂を含む曖昧な事実を客観的事実として断言したり、誤解を与えるような表現をしたりすることは避けるようにしなければならない。

## (通報者に対する保護)

第7条 通報者は通報したことにより、当社及び他の従業者（通報者の上司、同僚等）からいかなる不利益も受けない権利を有する。

2. 当社は、前項の通報者の権利を保護するために次に掲げる措置を講じる。
  - (1) ヘルプライン（相談窓口）の設置
  - (2) 通報者に対して他の従業者が通報したことを理由として何らかの不利益を加えている場合、これを排除するための業務命令並びに業務命令に従わない場合の懲戒処分等の発令
3. 他の従業者は通報者に対して本規程に従い通報したことを理由としていかなる不利益をも課してはならない。
4. 前項に違反した他の従業者に対しては、当社は「就業規則」の定めるところに従い懲戒処分に

付する。

(事実関係の調査)

第8条 コンプライアンス管理責任者は、必要に応じ事実関係を調査する。

2. 前項の調査にあつては、通報者が社内で特定されないようにする等、通報者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

(協力義務)

第9条 調査を受けた従業者等は、調査に協力する義務及び積極的に真実を述べる義務を負うものとする。

2. 従業員等が自らの法令違反行為等を通報してきたときは、懲戒処分に当たって処分の減免を考慮する。

(違反行為等の対応)

第10条 コンプライアンス管理責任者は、第8条の規定に従い事実関係の調査の結果、従業者の違反行為等を確認したときは、直ちにその行為の中止を命令するとともに賞罰委員会に付する等の必要な措置を講じなければならない。

2. コンプライアンス管理責任者は、確認された法令違反行為等が重大と認めるときは直ちに調査結果に対する対応策についての意見を付した上で代表者及びコンプライアンス委員会に報告しなければならない。

(通報受付と調査結果等の通報者への報告)

第11条 コンプライアンス責任者は、実名での通報者に対して、以下の時点において、第8条に従った調査結果並びに調査結果に対する対応策について相当の期間内に適当と思われる方法をもって報告しなければならない。

- (1) 通報受付時
- (2) 調査・対応実施中
- (3) 調査対応後

2. 前項の場合においては、当社は調査対象者のプライバシーに十分に配慮しなければならない。

(懲戒処分)

第12条 当社は、本規程に従った通報をしないで、社内の法令違反行為等を正当な理由なく外部に漏洩した従業者等について、「就業規則」の定めるところに従い懲戒処分に付することができる。

(附則)

1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。
2. 本規程は、平成28年6月29日より実施する。

平成28年8月1日 改定・実施

平成28年11月15日 改定・実施

令和6年9月26日 改定・実施